



原告 1 1 2

1 認定事実

原告 1 1 2 は、昭和 2 7 年に広島県福山市で出生した。

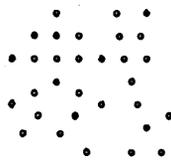
原告 1 1 2 の現住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 1 1 2 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の「大阪府連支部」の欄に氏名及び原告解放同盟における所属協議会を掲載された。

(甲 2 3 5, 3 4 4)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 1 1 2 は、その現住所が本件地域にあるので、本件地域一覧の「大阪府」の欄公表により、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 1 1 2 は、本件人物一覧に原告解放同盟における所属協議会を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 1 1 2 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は 3 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 3 0 0 0 円と認めるのが相当である。



原告 1 1 3

1 認定事実

原告 1 1 3 は、昭和 1 5 年に大阪市で出生した。

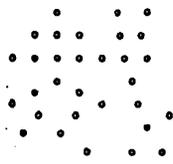
原告 1 1 3 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 1 1 3 は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び兄の名前を掲載された。

(甲 1 4 0, 3 4 4)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 1 1 3 は、その現住所及び現本籍が本件地域にあるが、証拠（乙 3 3 8）によれば、原告 1 1 3 が部落解放同盟に所属していることはウィキペディアに掲載されていることが認められ、既に一般に広く知られていると推認される。これに原告解放同盟の組織構成（前提事実(1)ア）を併せると、原告 1 1 3 の現本籍及び現住所が本件地域にあることも広く知られているものと推認されるから、本件地域一覧の公表により、原告 1 1 3 のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 1 1 3 は、本件人物一覧に電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、証拠（乙 3 3 8）によれば、原告 1 1 3 が部落解放同盟に所属していること及び原告 1 1 3 の兄の氏名はウィキペディアに掲載されていることが認められ、既に一般に広く知られていると推認されるから、これらの点が公表されてもプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 1 1 3 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、5 0 0 0 円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 5 0 0 円と認めるのが相当である。



原告 114

1 認定事実

原告 114 は、昭和 21 年に三重県で出生した。

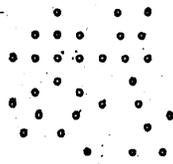
原告 114 の現住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 114 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、所属支部名、住所及び電話番号を掲載された。

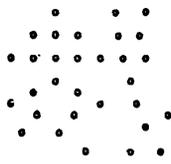
(甲 236, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 114 は、その現住所が本件地域にある。他方、証拠（乙 462, 625）によれば、原告 114 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、昭和 57 年に刊行された書籍に氏名及び肩書が引用されていることなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 114 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 114 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 114 は、本件人物一覧に原告解放同盟に所属していること、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 114 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 114 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 3 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用



は3000円と認めるのが相当である。



原告 115

1 認定事実

原告 115 は、昭和 35 年に大阪府高槻市で出生した。

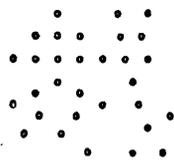
原告 115 の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 115 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び生年月日を掲載された。

(甲 237, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 115 の現本籍は本件地域にあるが、証拠（乙 6 2 3）によれば、原告 115 は自らが原告解放同盟に所属していることをインターネット上で自ら公開していたと認められる。これに原告解放同盟の組織構成（前提事実(1)ア）を併せると、原告 115 の現本籍が本件地域にあることも自ら公開していたものというほかなく、本件地域一覧の公表により、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 115 は、本件人物一覧に電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、証拠（乙 6 2 3）によれば、原告 115 は、自らが原告解放同盟に所属していること及びその生年月日をインターネット上で自ら公開していたと認められるから、これらの点が公表されてもプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 115 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は500円と認めるのが相当である。



原告 116

1 認定事実

原告 116 は、大阪府富田林市で出生した。

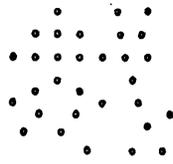
原告 116 の戸籍謄本に従前戸籍として記載のある地名は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 116 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び生年月日を掲載された。

(甲 238, 344)

2 判断

- (1) 原告 116 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないから、本件地域一覧の公表により、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 116 は、本件人物一覧に電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、証拠（乙 384, 400, 624）によれば、原告 116 は、平成 15 年 4 月、原告解放同盟の組織内候補として大阪府議会議員選挙に立候補し当選したことが認められ、原告 116 が原告解放同盟に所属していることは一般に広く知られていると推認される。また、証拠（乙 624）によれば、生年月日をインターネット上で自ら公開していると認められる。したがって、これらの点について公開されても、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 116 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は500円と認めるのが相当である。



原告 1 1 7

1 認定事実

原告 1 1 7 は、大阪市浪速区で出生し、現在は原告解放同盟浪花支部の役員を務めている。

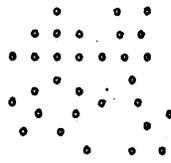
原告 1 1 7 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 1 1 7 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号（ただし誤っているもの）を掲載された。

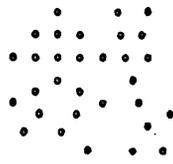
(甲 1 6 5, 3 4 4)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 1 1 7 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 3 9 9, 6 2 6, 6 2 7）によれば、原告 1 1 7 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されているが、ホームページの下部の階層に掲載されていたり、論文中の資料提供元として掲載されていたりするなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られている又は自らインターネット上に公開しているとまではいえない。そして、他に原告 1 1 7 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 1 1 7 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 1 1 7 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 1 1 7 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 1 1 7 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万円と



認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



原告 118

1 認定事実

原告 118 は、昭和 23 年に奈良県天理市で出生し、現在は奈良県議会議員を務めている。

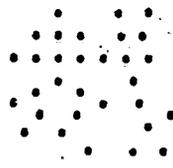
原告 118 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の奈良県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 118 は、本件人物一覧の「部落解放同盟奈良県連合会役員」の「組織内候補」の欄に氏名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び議員であることを掲載された。

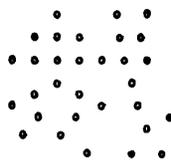
(甲 330, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 118 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。しかし、証拠（乙 384, 400, 628）によれば、原告 118 は、平成 15 年 4 月、原告解放同盟の組織内候補として奈良県議会議員選挙に立候補し当選したことが認められ、原告 118 が原告解放同盟に所属していることは一般に広く知られていると推認される。これに原告解放同盟の組織構成（前提事実(1)ア）を併せると、原告 118 の現本籍が本件地域にあることも自ら公開していたものというほかなく、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 118 は、本件人物一覧に電話番号を公開されたため、プライバシーが違法にされたものと認められる。一方、前記(1)に説示するところによれば、原告 118 が原告解放同盟に所属していることについては、既に一般に広く知られているため、この点が公開されてもプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 118 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、5000 円と認めるのが相当である。そして、



上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は500円と認めるのが相当である。



原告 119

1 認定事実

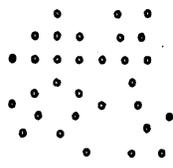
原告 119 は、昭和 16 年に広島県で出生し、現在は奈良県議会議員を務めている。

原告 119 は、本件人物一覧の「部落解放同盟奈良県支部連合会」の「組織内候補」の欄に氏名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び所属政党名を掲載された。

(甲 166)

2 判断

- (1) 原告 119 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 119 は、本件人物一覧に原告解放同盟に所属していること及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。そして、証拠（乙 629）によっても、原告 119 が原告解放同盟に所属していることが一般に広く知られているとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 119 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 2000円と認めるのが相当である。



原告120

1 認定事実

原告120は、昭和9年に奈良県で出生し、現在は奈良県議会議員や原告解放同盟奈良県連合会委員長などを務めている。

原告120の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の奈良県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告120は、本件人物一覧の「部落解放同盟奈良県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所、電話番号及び議員であることを掲載された。

(甲239, 344)

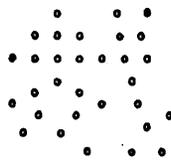
2 判断

(1) 上記認定によれば、原告120は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

しかし、証拠(乙630)によれば、原告120は自身のホームページにおいて自らが原告解放同盟に所属し、奈良県連合会執行委員長を務めていることを明らかにしていたと認められる。これに原告解放同盟の組織構成(前提事実(1)ア)を併せると、原告120の現住所及び現本籍が本件地域にあることも一般に広く知られていたと推認されるから、本件地域一覧の公表により、プライバシーが侵害されたとは認められない。

(2) 上記認定によれば、原告120は、本件人物一覧に住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、前記(1)に説示するところによれば、原告120が原告解放同盟に所属していることについては、本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない。

(3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告120の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当である。



原告121

1 認定事実

原告121は、昭和15年に奈良県で出生し、現在は奈良県議会議員を務めている。

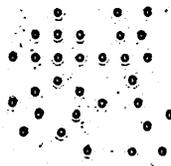
原告121の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の奈良県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告121は、本件人物一覧の「部落解放同盟奈良県連合会役員」の「組織内候補」の欄に氏名、住所、電話番号及び議員であることを掲載された。

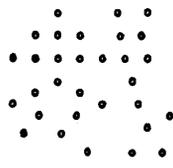
(甲167, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告121は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。しかし、証拠(乙384, 400)によれば、原告121は、平成15年4月、原告解放同盟の組織内候補として奈良県議会議員選挙に立候補し当選したことが認められ、原告121が原告解放同盟に所属していることは一般に広く知られていると推認される。これに原告解放同盟の組織構成(前提事実(1)ア)を併せると、原告121の現住所及び現本籍が本件地域にあることも一般に広く知られているものというほかなく、本件地域一覧の公表により、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告121は、本件人物一覧に住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、前記(1)に説示するところによれば、原告121が原告解放同盟に所属していることは既に一般に広く知られているため、この点についてプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告121の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当で



ある。



原告 1 2 2

1 認定事実

原告 1 2 2 は、昭和 2 2 年に奈良県で出生し、現在は奈良県連合会の相談役及び支部長を務めている。

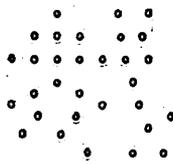
原告 1 2 2 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の奈良県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 1 2 2 は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号、議員であること及び生年を、「部落解放同盟奈良県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び議員であることを掲載された。

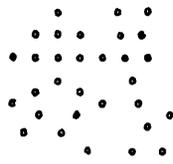
(甲 1 6 8, 3 4 4)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 1 2 2 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 4 0 1, 4 8 9, 4 9 0, 6 3 1）によれば、原告 1 2 2 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 1 2 2 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「奈良県」の欄の公表により、原告 1 2 2 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 1 2 2 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 1 2 2 の被った精神的苦



痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告122が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



原告 1 2 3

1 認定事実

原告 1 2 3 は、昭和 3 2 年に奈良県で出生した。

原告 1 2 3 の現住所は、本件地域一覧の奈良県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 1 2 3 は、本件人物一覧の「部落解放同盟奈良県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

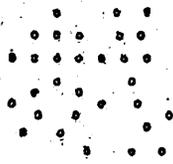
(甲 1 2 0, 3 4 4)

2 判断

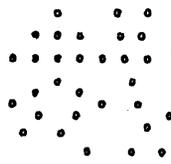
(1) 上記認定によれば、原告 1 2 3 は、その現住所が本件地域にある。他方、証拠 (乙 3 0 8) によれば、原告 1 2 3 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されていることや雑誌に掲載された記事をインターネット上に転載したものであることなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 1 2 3 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「奈良県」の欄の公表により、原告 1 2 3 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告 1 2 3 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 1 2 3 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 1 2 3 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用



は2000円と認めるのが相当である。



原告 1 2 4

1 認定事実

原告 1 2 4 は、昭和 2 4 年に奈良県橿原市で出生した。

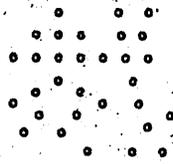
原告 1 2 4 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の奈良県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 1 2 4 は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、住所、電話番号、勤務先（役職を含む）及び生年を、「部落解放同盟奈良県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所、電話番号、勤務先（役職を含む）を掲載された。

(甲 1 2 1, 3 4 4)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 1 2 4 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。しかし、証拠（乙 6 3 3）によれば、原告 1 2 4 は、インターネット上に掲載された文章において、原告解放同盟に所属していることをインターネット上に自ら公開していることが認められる。これに原告解放同盟の組織構成（前提事実(1)ア）を併せると、原告 1 2 4 の現住所及び現本籍が本件地域にあることも自ら公開していたものというほかなく、本件地域一覧の公表により、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 1 2 4 は、本件人物一覧に住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、証拠（乙 6 3 3）によれば、原告 1 2 4 が原告解放同盟に所属していること及び勤務先は、原告 1 2 4 が自らインターネット上に公開していることが認められるから、これらの点についてプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 1 2 4 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、1 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1 0 0 0 円と認めるのが相当で



ある。